

令和3年第8回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和3年8月16日
開催年月日 令和3年8月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好
閉会時刻宣告者 14時30分 事務局長 相馬 孝好
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
2	井上ゆかり	12	高田 幸好
3	高橋 満	13	鈴木 誠
4	久保田穂積		
5	櫻井 汪		農地利用最適化推進委員
6	須賀 勤		第1区域 中井 孝志
7	小埜 一博		第4区域 齊藤喜久夫
8	山口 俊司		
9	染野 嘉明		

○欠席委員

11	林 春政	第2区域	野村 五郎
		第3区域	染野 亘志

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 浅見 孝典
主任 野原 靖子

会議件名

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請2件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (3) 農用地利用集積計画について
- (4) 農地利用状況調査（農地パトロール）について

(5) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまより令和3年第8回の農業委員会総会を始めさせていただきます。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。まず、コロナには弱りましたね。何かじわじわ攻めてくるような感じがしますが、これもどうしても早めに回復しないと困ると思いますけれども、なかなかそういうわけにはいかず、弱ったことでございます。

また、1年がたつのは早いもので、皆さんのお手元にあります農地調査パトロールということで、これも時期が一番暑い、残暑の厳しいときにやっただくということで、蚊に食われたり、蜂の巣があつたりという大変なときですので申し訳ないんですけども、ご協力のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

早速始めたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定によりまして、鈴木会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をよろしくお願ひいたします。座って失礼します。

ただいまの出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。なお、今日、林農業委員、染野・野村委員が欠席の届出をいたしましたので、報告いたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名をします。

3番、高橋満委員、5番、櫻井汪委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認めます。よって、議事録署名人に3番、高橋満委員、5番、櫻井汪委員を指名します。

◎農地法第3条の規定による許可申請2件について

○議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2件について議題といたします。

農地法第3条、番号1、——氏所有の農地を——氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第3条、番号1について説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、——、——さん。譲渡人、住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字——、——、地目はどちらも畑、面積は1,147、76の合計1,223平方メートルです。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

次のページに案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。——区内、特別養護老人ホームながとろ苑から北に約200メートル、譲受人のご自宅から東に約100メートルにある場所です。

次に、農家の状況ですが、——さんが耕作する農地は、畑3,714平方メートルです。面積要件である3,000平方メートルをクリアしています。

農業従事者は、男1人、本人、女1人、妻です。年間農業従事日数は、本人150日、妻30日ということです。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積1,223平方メートル、利用状況は畑となっております。

次に、資金計画は、——

——、ご確認をお願いします。

次に、作付計画ですが、作付品目は柿、栗、クルミで、作付の時期は令和4年以降を予定しているそうです。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域となります。

農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断されます。

その他としては、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道幹線8号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

染野亘志委員が欠席のため、事務局の説明をお願いします。

○事務局 染野推進委員より事前にご意見を伺っておりますので、事務局からお話しさせていただきます。

8月19日に染野農業委員、あとは事務局と3人で現地確認をしました。場所は、ながとろ苑から少し山側に行ったところで、譲受人の自宅から近いところにある農地です。地元で農業をやっている人に所有権を移転することなので、問題ないのではないかというご意見を伺っております。

事務局から説明は終わります。

○議長 続いて、農業委員の説明をお願いします。

9番、染野嘉明委員の説明をお願いします。

○9番染野嘉明委員 説明いたします。19日に事務局の浅見さんと現地を見に行ってきました。場所は、——、譲受人の方の自宅から100メートルほどのところ。土地の現在の地目は畑となっています。譲受人の方は現在農業を続けておられるので、譲渡に問題はないと思われしますので、審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 染野嘉明委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可することに決定します。

農地法第3条、番号2、競売で落札した農地を——氏が農地として取得するための許可申請について審議します。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第1号 農地法第3条、番号2について説明いたします。

こちらの案件につきましては、競売に参加するために6月に受付し審議した「買受適格証明願について」と関連があり、今回の申請人が競売参加者の中で最高価買受申出人となったため、農地法第3条の許可を受けるべく申請したものでございます。

申請人が農地を買受するのに適格であることを6月に証明しておりますので、農地法第3条許可につきましても基本的には許可になると思われませんが、事務局の説明と各委員さんの意見を踏まえ、ご審議いただければと思います。

それでは、資料の説明をいたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、—————、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字—————、—————、地目はどちらも畑、面積は664、191の合計855平方メートルです。権利の内容は、競売による所有権移転となります。

次のページに案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。——区内、長瀬郵便局から東に約50メートルの場所です。

次に、農家の状況ですが、——さんが耕作する農地は、畑5,691平方メートル、田1,485平方メートルです。面積要件である3,000平方メートルをクリアしています。

農業従事者は、男1人、本人、女1人、妻です。年間農業従事日数は、本人250日、妻250日ということです。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積855平方メートル、利用状況は畑となっております。

次に、資金計画は、—————

—————、ご確認をお願いします。

次に、作付計画ですが、作付品目はキュウリ、ナス、ジャガイモ、サツマイモで、作付の

時期は令和4年以降を予定しているそうです。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域となります。

農地の区分は、駅から300メートル以内の農地である第3種農地と判断されます。

その他としては、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、認定外道路に隣接敷地で接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

19日に事務局の浅見さんと中井で、2人で現地確認に行きました。場所を言います。下宿区内、長瀬郵便局から東に50メートルぐらいのところにある土地です。これ今は草が、1回ぐらい刈ったようですが、新しい人が、何か作物を作るということで、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

7番、小埜一博委員の説明をお願いします。

○7番小埜一博委員 では、ご説明いたします。

同じく19日に事務局と一緒に現地を見てまいりました。昨年農業パトロールで見たところでしたので、この場所、少し手入れがしてあるなという感じがいたしました。そして、譲受人が近くに住んでいるということなので、また競売で取得したということでもありますので、よろしいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 小埜一博委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議

のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可することに決定しました。

◎農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について議題といたします。

農地法第5条、番号1、——氏所有の農地を——氏が住宅敷地拡張へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

こちらの案件につきましては、6月に4条申請として審議した案件であります。8月2日に申請が取り下げられ、5条許可申請として再度申請書を受け付けたため、審議するものです。

4条から5条に切り替えて申請し直した経緯としましては、6月の農業委員会総会後に県に進達し、許可に向けて審査をしていたところ、新築家屋の資金計画で、現在住んでいるマンションの売買益を充当する見込みの添付資料では許可を出す資料としては乏しく、追加で提出できる書類がないため審査が進まなくなってしまいました。

また、代替の資金計画で、息子である——さんが住宅ローンを組んで融資資金を充当しようと進めてみましたが、——さんが住宅ローンを組むために新築する建物の持分を持たなければならないことが金融機関側からの条件となってしまったため、譲受人に息子の——さんを追加する必要が出てしまいました。

そのような経緯もあり、県の担当者より5条申請にするよう案内を受け、今月の議案として取り上げる運びとなりました。

また、申請内容としましては、譲受人が追加された点と、転用の目的を県からの指導で進入路から住宅敷地の拡張に変更した点以外については、大幅に変更した点はありません。また、現地確認につきましては6月に実施しているため、各委員さんの報告は省略させていただきます。

それでは、資料の説明をいたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、——

____、____さん。譲渡人、住所・氏名、____
____、____さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字____、地目は畑、面積は156平方メートルの1筆です。転用の目的は、住宅敷地拡張です。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、____区内、高砂橋交差点から北に約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、申請者所有の本野上67番地他の宅地と県道長瀬児玉線に接続し、新居建築の為。ということです。

次に、計画の内容ですが、次ページの配置図もご覧ください。土地造成は156平方メートルです。

次に、資金計画ですが、____

____、併せてご覧ください。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、県道前橋・長瀬線、町道本中47号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

○齊藤喜久夫委員 1点お願いします。

○議長 はい。

○齊藤喜久夫委員 県の指導で、進入路から住宅敷地に変更になったと説明文を読ませていただいたんですけども、156平米追加になると、小規模住宅地でたしか500平米でしたか、100坪超えちゃうんじゃないかなと思って、その辺は問題ないんですか。

○事務局 そこを確認した上で、住宅敷地拡張へというお話を伺っておりますので、問題ないと思います。

○齊藤喜久夫委員 実際、あそこの宅地、変わるよね。宅地敷地面積。

○事務局 そうですね。実際には、現況で見る限りだと宅地に見えるんですけども、畑も実際にはあるので……

○齊藤喜久夫委員 あの上の面が全部宅地じゃない。

○事務局 全部が宅地というわけではないので。

○齊藤喜久夫委員 そういうイメージで見ちゃったから、とつてもほら、100坪以上あるなと思ったので。分かりました。すみません。

○事務局 分筆している部分では、畑もあります。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農用地利用集積計画について

○議長 続いて、議案第3号 農用地利用集積計画について議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。

番号1、借受人、住所・氏名、____、____
____さん。貸付人、住所・氏名、____、____さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字岩田字____、地目は畑、面積は1,160平方メートルの1筆です。

設定する利用権の種類は、使用貸借権の設定。内容はサトウカエデ、始期は令和3年9月

1日。存続期間については、令和10年5月19日までの6年9か月です。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、白鳥神社の北側にある場所です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより番号1に対する質疑と採決を行います。

質疑ございませんか。

○齊藤喜久夫委員 すみません、また。申し訳ないです。地元なので、ちょっと関心があるんです。

サトウカエデを植えるという計画ですよ。メープルシロップを取るやつだと思んですけども。今ほら、いろんなものを見ると、あそこからメープルシロップを取る人はいないんだよね。要は、街路樹なので、あれは。30メートル、40メートル、大木になっちゃうわけよ、育つと。そうすると、環境といたら山の中なんだけれども、非常に地元とすれば懸念するんですよ。ああいうことをやられてもと。本当にこの人はそういう計画あるんですか。

○議長 どうぞ。

○事務局 事務局から説明いたします。

今回、法人の代表が、個人で持っている農地を法人の代表に権利設定をするというお話なんですけれども、既に個人として一度サトウカエデを一部分植えているらしいんですよ。そうした中で、私が伺った話の中だと何かシカの被害があったりとか、受けているけれども、やっぱり今後もやっていきたいというような意向を伺っております。

○齊藤喜久夫委員 よく分からないんだけど、未来農林水産公社ってすごい名前で農業やっている人がいるんだなとびっくりしたんだけど、実際問題どうなんですか。事務局の立場じゃ言えないと思うけれども。

○事務局 やる気は満ちあふれているんだとは思いますが。

○齊藤喜久夫委員 自分の土地を——のやつに変えるんだから、何も問題ないとは思いますが。

現実がないようなことを、こんなことをやって、人がやることに文句つけるわけじゃないけれども、あんまりこういう権利関係だけを動かしてどうのこうのというように見えちゃうので、どうなのかなと思っただけなんです。すみません。

○議長 ほかに何かありますか。

(発言する者なし)

○議長 ほかに質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

番号1は、申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、番号1は申出のとおり決定いたします。

◎農地利用状況調査（農地パトロール）について

○議長 議案第4号 農地利用状況調査（農地パトロール）について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 事務局から農地利用状況調査についてのご説明をさせていただきます。

会長からもお話があったとおり、今年もちょっと暑い時期の調査で大変申し訳ありませんが、実施のサイクルが、国が決めておりますので、それに沿った形での調査となりますので、ご理解をお願いいたします。

では、お手元に実施要領があると思いますので、そちらをご覧になりながら、ご説明させていただきます。クリアの赤のファイルに入っているものになりますので、こちらを見ながらご説明させていただきます。

調査の趣旨は、「長瀬町農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効活用の促進を図っていくことが求められていることから、遊休農地の実態把握や農地の違反転用の発生防止等について重点的に取り組むことを目的に、農地法第30条第1項に基づく農地利用状況調査（農地パトロール）を実施する」ものです。

実施期間につきましては、本日の8月25日水曜日から9月27日、次回の農業委員会の予定日の月曜日までとします。従事日数は4日間となります。

対象の農地は、町内全ての農地です。農振農用地区域外も含むということになっておりますので、基本的には山の中の農地とかも対象になります。

次に、実施内容ですけれども、次の事項を主体的に実施していただきます。

3つ事項がございます。

まず、1つ目が、遊休農地または遊休化のおそれがある農地の把握です。

担当区域の農地利用最適化推進委員さんを中心に、推進委員さん、農業委員さんで2人1組、もしくは3人1組の班を編成していただきまして、道路からの目視や、今回お配りしている航空写真や図面等を利用して、農地の状況変化や新たに発生した遊休農地等について、現地調査をしていただきます。遊休農地と判断した場合は、その利用状況を図面や活動記録カードのほうに記録してください。

特に、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査表というのもお渡ししていますが、その点については、たとえ営農が再開している農地であっても再発する可能性がございますので、必ず現地調査を行い、利用状況を調査表や活動記録カードに記録してください。記録カードの記入方法は、後ほどご説明させていただきます。

遊休農地、遊休化のおそれのある農地とは、遊休農地は、過去1年以上にわたって農作物の作付をせず、かつ、今後も作付をする見込みがない農地のことです。ただし、作付がされていなくても、年に数回除草作業をしている農地は、保全管理農地として遊休農地に含まれません。遊休化のおそれがある農地とは、ア、農地の所有者で耕作をしていた方が亡くなった、イ、農地の所有者で耕作をしていた方が遠隔地に転居した等の理由によって、耕作が難しくなるおそれがある農地になります。

続きまして、実施内容の2点目、遊休農地所有者への意向確認でございます。

今回の現地調査の結果、利用状況の区分が遊休農地と判断した所有者の方には、農地法第32条第1項に基づく農地利用意向調査を行います。利用意向調査につきましては、事務局で行います。利用状況調査、本来の農地パトロールでは、利用の意向確認までは求めておりませんが、調査中に所有者側から相談されたり、話す機会等があった場合には、意向を確認していただいても差し支えありません。

次に、実施内容の3点目、農地の違反転用の早期発見でございます。

農地パトロール中に、明らかに許可を得ずに違反転用している農地を発見した場合は、活動記録カードに記録し、事務局までお知らせください。

続きまして、実施体制でございます。昨年度と班編成は同じでございます。班と地区については、農業委員の各担当地区を基準に、農地利用最適化推進委員が補完するように割り振り、編成させていただきました。1-1から4-2までの8班で編成させていただいております。班の中でも担当地区を決めさせていただいております。委員さんの名前の横に担当地区がありますので、調査の際には、担当地区の委員さんが中心になっていただき、調査を実施していただきますようお願いいたします。

この班体制で、調査期日8月25日から9月27日までの間で、調査を行っていただきたいと
思います。大変申し訳ありませんが、各班の中で都合をつけていただいて、実施してくださ
い。班体制によっては、個別で回った方が都合がよいというようであれば、そのように実施
していただきますように、よろしく願いいたします。

今回、現在委員さんの中で体調を崩されている委員さんがございますので、その委員さん
の担当地区につきましては、班のほかのメンバーとあと事務局が協力して調査を行えればと
考えています。

続きまして、広報活動でございます。遊休農地や違反転用等の発生防止の啓発効果を狙っ
て、事前に農地利用状況調査を実施する旨を町のホームページと広報ながとろに掲載させて
いただき、広く住民に周知させていただいております。ホームページにつきましては、本日
8月25日から、広報につきましては、8月号に掲載させていただきました。

今回、目に見える取組とするために、農地パトロールを行う際に、マグネット板、農業委
員腕章、農業委員キャップ、今こちらにあるんですけれども、この3点セットを昨年の段階
で新しい農業委員さんにもお配りしているのですが、恐らくご自宅にあると思うので、そちらを
つけて活動していただければと思います。もし、この3点セットの何かがなくしてしまった、
見つからないという方については、事務局のほうにご連絡いただければ、予備があればそち
らのほうを提供させていただきます。

続きまして、報酬の支給でございます。今年度も農地利用最適化交付金を県のほうに要望
しておりまして、それを活用して委員報酬として支給する予定でございます。報酬の支給に
は、従事実績を明確にする必要があるもので、農地利用最適化業務活動実績報告書というの
をお配りしているのですが、こちらのほうを提出していただきますようお願いいたします。調査
につきましては、実施期間のうちの4日間で調査していただきますようによろしく願いま
す。

続きまして、調査報告の方法でございます。担当地区の現地調査が終了しましたら、9月
27日までに事務局までご提出いただきたいと申します。提出期限は、先ほど申し上げたとお
り、次回の農業委員会の予定日に設定しておりますが、調査が終わりましたら、事務局のほ
うに前倒しで持ってきていただいても大丈夫ですので、ご提出をお願いいたします。

また、本日より農地利用状況調査を実施していただきますが、引き続き委員の皆様には、
担当地区の農地利用の確認を含む農地パトロールを、この1か月以外にも実施していただ
ければと考えております。

事務局から細かい指示はしないんですけれども、委員の皆様が担当地区をパトロールすることによって、地域の農地の利用状況の把握とか理解を深めることで、担い手等へ農地の集約集積する計画の立案とか、あとは違反転用の早期発見につながりますので、この農地利用状況調査以降も、月に1回程度は取り組んでいただければと考えております。

以上で要綱の説明を終わります。

続いて、調査の方法についてご説明いたします。

今回、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査表というA3のバインダーに挟んであるものと、黄色と緑のファイルに挟んである農地利用状況調査活動記録カード、あと最後に、緑色のちょっと大きいファイルに、今回の活動をするに当たっての地図を入れさせていただいておりますので、それと併せてご説明を聞いていただければと思います。

まず、地図に地番地目が記載されている場所についてが、農地になります。こちらは、台帳上の地目によって作成しておりますので、農地転用して地目変更登記していないような農地については、そのままの農地として出てきてしまっているもので、その点だけちょっとご注意ください。

基本的には、地図上で農地となっている場所の状況の確認をしていただいて、新規に遊休農地や遊休化のおそれがある農地、あと山林化しているような農地、転用されている農地など、そういったものを見つけた場合には、今日お配りしているA3の調査表とか、ファイルに入っている活動記録カードについて記入していただければと思います。

まず、バインダーに挟んでいるA3の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査表に掲載されている土地については、先ほどご説明したとおり、必ず調査表への記載をお願いいたします。右側に記載するところがあるんですけれども、もし気づいたことを記載していただくときに欄が足りなくなってしまった場合には、活動記録カードで補填していただければと考えております。

続きまして、ファイル、黄色とか緑に入っている活動記録カードの記入方法について説明します。記入例とかも白いファイルの中に入れてさせていただいてはあるんですけれども、去年と似たような様式を取っています。記録カードにつきましては、新規用と継続用の2種類ご用意しております。どちらにつきましても、最初に担当地区名を行政区で書いていただいて、区分がありますので、それが新規なのか、継続なのかで、判断していただければと思います。継続の場合は、A3の調査表の一番左側に通し番号が入っているので、その番号を記入してください。

続いて、調査員の氏名については、担当者さんのお名前をご記入ください。

続いて、調査日時は、調査した日を記入してください。

続いて、農地の所在地は、その農地の地番と所有者を記入してください。所有者については、分かる範囲内で結構です。

続いて、農地の利用状況の区分については、解消、遊休農地、再生困難、転用の4項目から該当する項目に丸をつけてください。新規のほうにつきましては、事前にもう解消について選択できないようになっているので、それ以外の項目を丸つけていただければと思います。

項目ごとに農地の状況について説明させていただきます。

解消は、さらにアの再開とウの保全に分かれます。解消と判断した場合は、どちらかに丸をつけていただければと思います。アの再開については、耕作されており、営農再開と認められた農地になります。ウの保全は、景観作物や緑肥の栽培、除草、耕起等が実施された保全管理状態の農地です。草が生えていてもすぐに耕作できるものが保全と考えていただいて大丈夫です。年に数回除草されているような農地は、保全として考えていただいてよろしいかと思います。

続いて、遊休農地ですが、これが今年からちょっと変更になりまして、さらに細分化されるようになりました。緑の遊休農地は、除草とか簡単な草刈りとかをすることによって耕作が可能な農地になります。すごい生えちゃっているんだけど、すぐ簡単に手を入れれば使えそうな農地なんかは、こちらに当たると思います。

続きまして、2の黄色については、草刈り等ではすぐに耕作することはできませんけれども、大がかりに手を加えることによって農業的な利用が図れる農地になります。こちらは、基本的にはちょっと樹木化しちゃったのを少し手を入れればできるような形になるのかなと思いますので、そういったものについては黄色で報告していただければと思います。

続きまして、再生困難についてです。再生困難については、農地として再生を目指さない土地、農地になります。山林と一体化しているようなものが、それに該当すると思います。こちらと判断したものについては、農業委員会で非農地判定を行うことになるかと思われます。

続きまして、転用についてです。転用につきましても、転用のAとCの2つに分かれます。Aにつきましては違反、Cにつきましては許可によって転用しているものになります。Aの違反は、許可を得ずに無断で農地以外の目的で使用している場合で、Cの許可は、以前の調査では遊休農地と判断されましたが、その後転用して許可されたものとなります。

今回、地図につきましては、令和2年度、昨年作成したものを利用します。なので、昨年は平成29年度のものを使ったんですけれども、さらに新しくなったものになりますので、比較的現在の状況に近いものになっているかと思われまので、調査の際に参照していただければと思います。

ごめんなさい、話が戻りまして、作付作物の状況についてなんですけれども、こちらは利用状況の区分で、再開に丸をつけた場合に、作物の作付状況を書いていただければと思います。作付している作物については、分かる範囲でご記入していただければと思います。

次に、利用状況の区分で、遊休農地に丸をつけた場合、こちらについても分かる範囲で時期とか状況を記入してください。先ほど申し上げたとおり所有者からの聞き取りまでは求めていませんので、各委員さんの目視等で確認できた範囲で、該当するものについて項目を選んでいただければと思います。

メモのところは、利用状況の区分で保全か転用に丸をつけた場合に、利用状況を書いてください。簡単で構いませんので。例えば、保全に丸をつけた場合は、草が多少生えているけれども、すぐに作付ができるような状態ですとか、書いていただければと思います。

続いて、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査表、A3のものについてご説明させていただきます。こちらにつきましては、こちらの調査表に記載されている農地につきましては、過去に遊休農地と判断された農地を管理している調査表になります。昨年度も、この調査表と似た様式で調査を実施していただいておりますけれども、今年ちょっと調査要領が一部改正されまして、調査項目が増えたことから、調査表をこれに沿って作り直させていただいております。調査項目につきましては、それぞれ吹き出しで選択肢を作っておりますので、農地ごとに選択してご記入いただければと思います。

大まかな説明はこれで以上になるんですけれども、もし質問事項等があれば、またこの後に聞いていただければと思います。一旦、事務局の説明は以上になります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

○6番須賀 勤委員 はい。

○議長 どうぞ。6番。

○6番須賀 勤委員 実際、去年のデータなので、農業委員会で転用を証明している分もありますよね。それについて、こちらの調査表に細かく書く必要があるんですか。農業委員会で

もう転用を申請して、5条の関係で出ている分ありますよね。農地じゃない部分。その部分について。多分これ登記上から来ている畑になっていますよね。実際には、農業委員会で承認して、農地でないとしてもいいよと言った、課税上もそうなんでしょうけれども、そういう部分、多々ありますよね。その部分についても、現地調査表に詳しく書いていくんですか。

○事務局 事務局から説明させていただきます。

今回お配りしているA3のリスト外で、農地転用の許可を取ってということですよ。

○6番須賀 勤委員 そうです。

○事務局 リストの中にあるものについては、転用許可で、Cでやっていただければと思います。リスト外で、転用許可をちゃんと取って農地転用されていれば、特に今回の報告で記録カードとかに記入していただく必要性はございません。

○議長 いいですか。ほかに何かありますか。

どうぞ。

○4番久保田穂積委員 結局、調査表なんですけれども、うちの畑もずっとなっているんですよ。十何年も草刈りして、ちゃんときれいにしているんですけども、いつになったらこの中から抜けられるか、その辺はどうなんですかね。

○事務局 大変申し訳ないんですけれども、これにつきましては、報告様式の中に、ずっと引き続き管理するよということ、抜くわけにはいかないものになってしまっているの、大変申し訳……

○4番久保田穂積委員 ということは、一番初めに、うちのところを審査した人が一番悪いですよね。

○事務局 悪いわけではないんですけれども……

○4番久保田穂積委員 それで指定されたから、うちはずっと1年に3回、4回草刈っているわけですよ、実際に。それで、私の家に来て、堀口さんと一緒に自分の田んぼを見に行っただけですけども、実際きれいになるんですよ。だから、もう十何年たって、いつになったらこの表から抜けられるかということですよ。

なおかつ、これ見たときに、じゃ私が見て、Aさんのところに行っただけですけども、これAさんに対して事務局はアクション取っているんですかということですよ。あなたはこうですよ、こうですよと言ってくれないと、ただこれ回っているだけでは意味ないと思うんですよ。回った後のアクションを取ってくれないと、また毎年同じことをやっているんですよ。実際に、私もうこれ農業委員になって回って、実際じゃ事務局から何か来るのかと思

ったら、何も来ないですよ。あなたのはこうですよ、例えば遊休になっていますよ、草刈ってくださいよという、そういうアクションも来ないわけですよ。

ということは、今年見て、来年もまた同じ状況で、またこの台帳が増えてくるんだけど、そのAさんに対するアクションできないわけですよ。ただ、県には報告するという話聞いたんだけど。個人的にアクション来ないとどんどん増えていくわけですよ。例えば、60件あるのが70件、80件となってくると思うんですよ。指摘したときに、今みたいに抜けられないじゃ、指摘できないと思うんですよ。だから、2020年に久保田が指摘したから、Aさんの方をずっといじめちゃうわけですよ。抜けられないわけですから、調査表にあげちゃうと。その抜ける方法もちゃんと考えてあげないと、俺は駄目だと思うんですよ、これ。ただただ回っているわけで、全然、住民に対してのアクションが事務局からないわけですよ。

○議長 アクションはやっていないの。

○事務局 アクションは、新規のものについてはアクションは起こすんですけども。

○4番久保田穂積委員 新規はね。その新規になっちゃうと、だって俺みたいに、誰が指摘したんだと、指摘した人を恨んじゃうでしょう。

○事務局 そうですね。今のところ、県の報告様式では。

○4番久保田穂積委員 そういう削除をする手続はないかという、それも私、聞きたいんですよ。

○事務局 今時点では、ないですね。

そうですね。というのは、データを引き継いでずっと来ているので、それを削除してしまうと、今まで積み重ねたものが全て何もなくなってしまふみたいな話に関わっていますね。一応確認はしてみますけれども、削除ができるかどうかは、ちょっともしかしたらできないかも……

○4番久保田穂積委員 あとは、我々がただ回って調べただけで、その後の既存の個人に対してのアクションがないわけですよ。実際やっていないですよ、事務局もね。

ずっとね。だから、私なんか指摘されてからずっと刈っているんですよ。削除してくれということじゃないんだけど、載っているうちはやるのはやるんだけど、載っていないが載ってなくてもやるんだけど、ただこの表に載っちゃったままずっともう何十年とやっているんだけど、削除がないからどうなっているんだと聞きたいんですよ。ちゃんとやっているんだけど。

○議長 ほかに何かございますか。

はい。

宮澤さん、何か。

○10番宮澤史明委員 遊休農地の実態把握、また違反転用の発生防止等、そういう観点からパトロールというのは抑止力の効果がありますので、これはそれをどう活用するのかは置いておいても、調査自体はやっぱり意義があるわけですね。その目的があつて。

だから、それはそれとして割り切らないと、それをまた実態をつかんで、そこからどうするかという話は、農業委員会の中で、各市町村ごとに議論して、どう使おうと決めていけばいいと思うんですね。そしたら、県は、それをどうしろああしろとは言つてこないと思うんです。なので、今回のこの意見を踏まえて、今後それをどうするか、アクションの部分については、各農業委員会の中で議論して、詰めていけばよろしいかなと思います。

ただ、1点気になったのが、やっぱり名簿に1回載つて、ずっと載つたままだというのはちょっと、これはアの再開した部分だけは、これはカットできるのではないかなというふうに単純に思いますので、ちょっと県のほうに確認していただいて、保全については、やっぱりずっと継続して見ていく必要があるかなと思いますけれども、再開については、名簿から落とすということは、問題ないかなと一瞬、そう感じましたので、そこだけはちょっと確認していただければと。よろしくお願いします。

○事務局 委員のほうから、久保田さんの確認があつたので、それは対応します。

○議長 ほかにありますか、何か。

(発言する者なし)

○議長 それでは、以上をもちまして質疑を終結いたします。

事務局案のとおり調査を実施したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よつて、事務局案のとおり調査を実施したいと思いますので、調査員としてご協力のほうをよろしくお願いいたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、9月の委員会日程でございますが、9月の委員会は、27日月曜日午後1時30分からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、9月27日月曜日午後1時30分からにしたいと思います。

事務局から他にごございますか。

○事務局 事務局から2点ほど、ご案内させていただきます。

まず、先月の農地転用許可の状況なんですけれども、農地法第5条の1件が、令和3年8月16日付で許可となりました。5条の残り2件につきましては、県の審査の段階で追加書類の提出等が発生してしまったので、保留となっておりますので、まだ許可が出ていないような状況です。

続きまして、先月の農業委員会ของときにも通知の写しをお渡しさせていただいたんですけれども、令和3年度の農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会を、予定どおり9月17日金曜日、こちらをオンラインで長瀨町役場の会議室で参加できればと考えておりますので、開始時間が13時30分からとなっておりますので、最低でも5分前には役場の大会議室、3階になるんですけれども、そちらのほうにご来庁いただければと思います。

まだ資料等が農業会議のほうから届いていないんですけれども、多分研修会までには届くと思いますので、研修資料については当日お渡しするような形になると思います。

もし、その日に都合がつかなくて出席できないよという方がいらっしゃいましたら、事務局のほうに事前にご連絡ください。直前になって出られなくなったからというのは、できる限りご連絡していただくようによろしくお願いします。

以上で、事務局からの……

○議長 また、じゃ文書で来ますね。

○事務局 文書が、多分17日なので、次回の農業委員会の通知が間に合えば、これに載せるんですけれども、もしかしたら届くのと一緒くらいになっちゃうかもしれないので、できればこの段階でメモか何かしておいていただければと思うんですけれども。

○事務局 前回お配りしている通知にいろいろ内容がありますので、もしご自宅にあるようであれば、それを再度見直していただければと思います。

先月お休みになられていた高橋委員さんについては、今日、通知のほうを置かせていただいたので、そちらのほうをご覧になっていただければと思います。

○議長 以上で、本日の議題は終了しました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 それでは、委員の皆様には慎重審議していただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第8回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時30分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和3年8月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 高 橋 満

署名委員 櫻 井 汪